二十七　短期個別格付　適格格付機関により特定の債務に付与された格付（非依頼格付を除く。）であって、期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超えない債務が履行される確実性を示すものをいう。

二十八　個別格付　長期個別格付及び短期個別格付を総称したものをいう。

二十九　債務者信用力格付　適格格付機関により付与された債務者の一般的な返済能力に関する格付（非依頼格付及び期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超えない債務が履行される確実性を示すものを除く。）をいう。

三十　カバード・ボンド　次に掲げる要件の全てを満たす債券をいう。

イ　法令に基づき、その保有者を保護するために中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門の監督に服していること。

ロ　法令に基づき、その発行代わり金を次に掲げる要件の全てを満たす資産に投資することが求められるものであること。

(1)　当該債券が有効に存在している間、これに付随する請求権を補塡することが可能であること。

(2)　当該債券の発行者に債務不履行が生じた場合には、当該債券の元本及び利息を優先的に返済するために用いることが可能であること。

三十一　コマーシャル・ペーパー　金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十七条第一項第四号イに規定するコマーシャル・ペーパーその他これに類するもの（外国において発行されたものを含む。）をいう。

三十二　過去の流動性ストレス期　過去において発生した状況であって、流動性ストレス時に準ずるものが三十日間継続していた場合をいう。

三十三　過去の市場流動性ストレス期　過去の流動性ストレス期のうち、市場における流動性のひっ迫が顕著な規模で生じていたと認められるものをいう。

三十四　内部格付手法　自己資本比率告示第一条第十二号に規定する内部格付手法をいう。

三十五　ＰＤ　自己資本比率告示第一条第四十八号に規定するＰＤをいう。

三十六　金融商品　金融資産、金融負債及びデリバティブ取引等に係る契約を総称したものをいう。

三十七　住宅ローン債権　債務者が自己居住目的又は賃貸に供する目的で土地又は住宅を購入する際に必要とする資金の貸付けに係る債権をいう。

三十八　資産証券化商品等　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品及び同号ヘ又はトに掲げる要件を満たすもの並びにこれらに準ずる性質を有する金融商品をいう。

三十九　住宅ローン担保証券　資産証券化商品等であって、住宅ローン債権を原資産（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イ(1)に規定する原資産をいう。）とするものその他これに類するものをいう。

四十　預金等　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等その他これに類するもの（譲渡性預金に該当するものを除く。）をいう。

四十一　リテール預金　個人（個人事業者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第二項に規定する事業者である個人をいう。次号において同じ。）を除く。以下同じ。）から受け入れた預金等をいう。

四十二　事業法人等　法人、個人事業者その他これらに準ずるもの（法人でない社団又は財団を含み、金融機関等に該当するものを除く。）をいう。

四十三　中小企業等　銀行又は連結子法人等に預け入れた預金等の額の合計額が一億円未満であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業法人等をいう。

イ　銀行又は連結子法人等が当該事業法人等に対して信用供与等（資金の貸付け、社債の引受け、デリバティブ取引等その他の方法による信用供与又は出資をいう。以下この号において同じ。）を行っており、かつ、当該信用供与等が、次の(1)又は(2)に掲げる銀行又は連結子法人等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものに該当するものであること。

(1)　内部格付手法を採用する銀行又は連結子法人等　自己資本比率告示第一条第四十号に規定するその他リテール向けエクスポージャー

(2)　標準的手法を採用する銀行又は連結子法人等　自己資本比率告示第六十八条第一項の中小企業等向けエクスポージャー（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）

ロ　銀行又は連結子法人等が当該事業法人等に対して信用供与等を行っておらず、かつ、当該事業法人等から受け入れた預金等が、当該預金等と同様の性質を有する預金等と一括して管理されていること。

四十四　中小企業等預金　中小企業等から受け入れた預金等をいう。

四十五　負債性有価証券　社債券その他の金銭債権が表示された有価証券であって、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　基準日から三十日を経過する日までの間に債務の弁済又は義務の履行（ロ及び第五十四号において「債務の弁済等」という。）の日が到来するもの

ロ　債務の弁済等の日の定めがないものであって、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行った場合に、基準日から三十日を経過する日までの間に債務者が当該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの

ハ　銀行又は連結子法人等が任意に期限前弁済等（期限前弁済（期限のないものについての弁済を含む。）又は期限前償還（期限のないものについての償還を含む。）をいう。以下ハ及び第五十四号ハにおいて同じ。）を行うことができるもののうち、基準日から三十日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの

四十六　リテール負債性有価証券　負債性有価証券であって、取得及び保有できる者が個人又は中小企業等に限定されるものをいう。

四十七　リテール無担保資金調達　リテール預金、中小企業等預金又はリテール負債性有価証券による資金の調達をいう。

四十八　預金保護　保険金の支払、預金等債権の買取り、資金の援助、政府による保証その他の方法による預金等の保護をいう。

四十九　預金保険制度　預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施する制度又は預金等を受け入れる金融機関等が預金等の払戻しを停止した場合に預金保護を行う外国の制度をいう。

五十　安定的定期預金　銀行又は連結子法人等が受け入れている預金等であって、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が三十日を超えるものであって、次のいずれかに該当するもの

(1)　基準日から三十日を経過する日までの間において、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等（預金者その他の預金等に係る債権者をいう。以下この号及び第二十条において同じ。）が当該預金等の払戻しを請求することができないもの（当該期間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）

(2)　当該預金等に係る契約において、預金者等が当該預金等の全部又は一部を解約しようとする場合に、当該全部又は一部の解約により預金者等に生じる損失を著しく上回る額の手数料、違約金その他これらに類するものの支払が求められるもの

ロ　預入期間の定めがなく、かつ、当該預金等の払戻しを行う日から一定期間（(1)において「通知期間」という。）前までに預金者等から払戻しの請求を行った場合に限り銀行又は連結子法人等が当該請求に応じることが当該預金等に係る契約に定められているものであって、次のいずれかに該当するもの

(1)　通知期間が三十日を超える預金等であって、通知期間より前に預金者等が預金等の払戻しの請求を行わない限り、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等が当該預金等の払戻しを受けることができないもの（法令の規定又は当該預金等に係る契約の定めにかかわらず、預金者等が預金等の払戻しの請求を行った日から三十日を経過する日までの間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）

(2)　イ(2)に掲げるもの